

西尾市産廃処分場跡地周辺環境調査検証会議設置要綱

(設置)

第1条 西尾市一色町生田竹生新田地内の放置された産業廃棄物最終処分場跡地（以下「産廃跡地」という。）周辺において実施する環境調査の検証を行うため、西尾市産廃処分場跡地周辺環境調査検証会議（以下「環境調査検証会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 環境調査検証会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 産廃跡地周辺における環境調査の方法に関すること。
- (2) 産廃跡地周辺における環境調査結果の検証に関すること。
- (3) その他環境調査検証会議において必要とされた事項に関すること。

(組織)

第3条 環境調査検証会議は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 地域住民代表
- (3) 地場産業関係団体代表
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 環境調査検証会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 環境調査検証会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

3 会議は、原則公開とする。ただし、会長が会議を非公開とすることが適当であるとしたときは、この限りではない。

(庶務)

第7条 環境調査検証会議の庶務は、環境部環境保全課産業廃棄物対策室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、環境調査検証会議の運営に関し、必要な事項は、会長が環境調査検証会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。